

概 要

－平成 28 年度報告書－

「個人情報保護モデル契約(改訂第 2 版) － 個人情報保護法改正を受けて －」

(一社)情報サービス産業協会(以下「当協会」という。)では、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の全面施行後、更に高まりつつある個人情報の保護に関する社会的要請に応えるには、ユーザ企業等との契約において適切かつ明確な役割分担を合意することが必要であるとの認識に立ち、個人情報の取扱いに関する受託契約上の課題についての調査研究活動を行い、平成 19 年 5 月に個人情報保護モデル契約書及びその逐条解説を作成した。

その後の 10 年間を回顧すれば、大量データ(いわゆるビッグデータ)の解析等が可能となるなど、IT 分野における目覚ましい技術革新が顕著である。とりわけ、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、個人に関する多種多様なデータ(いわゆるパーソナルデータ)の利活用を通じてイノベーションを推進し、豊かな国民生活に寄与することへの期待が高まっている。加えて、様々な局面での経済活動のグローバル化に伴い、個人情報を保護しつつ、円滑なデータ流通を確保することが国際的要請でもある。

個人情報保護法は、制定後 10 年以上にわたり大きな改正はなされていなかったが、このような変化を踏まえた検討が行われた結果、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)が平成 27 年 9 月 9 日に公布され、その施行日が平成 29 年 5 月 30 日とされた。

本報告書に収録したモデル契約書(改訂第 2 版)は、改正法が情報サービス事業者に与える影響などを検討した結果、当協会知財・法務委員会において見直しを行ったものである。

1. 活動の目的

情報サービス事業者にとって、ユーザ企業等の個人情報データベースの構築、保守及び運用等の情報サービスを提供するにあたり、法令及びガイドラインに定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守すべきことは当然の責務である。ところが、ユーザ企業等から個人情報の安全管理措置にかかる責任分担を考慮せず、一方的に情報サービス事業者に損害賠償請求の責務を負担させるような契約の締結が要請されることがいまだに散見される。

本委員会では、モデル契約書(改訂第 2 版)の検討に際し、「ユーザ企業等との適切な責任分担に係る合意のもとで、個人データ等を取り扱う役務を提供することができる環境を整備すること」の必要性については、現在においても変わ

らないと考え、モデル契約書の改訂が必要な事項を抽出した。そして、主要な改正事項に関して、情報サービス事業への影響を整理した。次に、この提言を踏まえ、ユーザ企業等との合意形成のベースとして利用できるモデル契約書(改訂第2版)を策定し、その解説を準備した。

2. 本報告書の構成

本報告書は、2部構成をとっている。

第1部では、まず第1章として、主要な改正事項を示した概説を置いた。次に、主要な改正事項のうちモデル契約書に反映させるべき事項として匿名加工情報(法第2条第9項・第10項、第36条～第39条)、及び外国にある第三者への提供の制限(法第24条)を抽出し、個人情報の適切な保護のためにユーザ企業等と締結する契約の内容に関する考え方を整理した(第2章)。

また、モデル契約書の改訂には至らないものの、法改正によって情報サービス事業が受ける影響について、主要な改正事項ごとに解説した(第3章)。論点の整理にあたって参照した主要な法令についても、項目ごとに参照情報として収録している(第3章)。

第2部では、第1部において整理した考え方を踏まえ、個人情報の取扱いに際してユーザ企業等と締結する契約のモデル条項の変更箇所と、その逐条解説及び関連する書式を収録した。

なお、情報サービス事業者間で本契約を利用する場合の留意事項については、当協会の「個人情報保護モデル契約と解説(18-J005)」(平成19年5月。以下「原報告書」という。)巻末の補論を参照されたい。

3. 個人情報保護モデル契約の前提となる考え方

情報サービス事業における個人データの取扱いの受託契約に関し、今般の見直し後も原報告書の基本的な考え方は変わらないため、一部変更した上で以下のとおり再掲することとする(主な変更箇所のみ下線)。

(1) 個人情報保護モデル契約に関する基本的考え方

① 契約・個人情報の範囲

個人情報の取扱いに関する受託業務の内容、対象となる個人データ等の範囲及び個人データ等の授受方法をできる限り特定することにより、責任の所在を明確化する必要がある。また、委託元には、委託業務の実施に必要なある個人データのみを委託先に取り扱わせるべく協力を求める必要がある。

② 安全管理措置等

ガイドラインの記載事項を目安として、これを越える追加的な安全管理措置については、委託元と委託先との明確な合意によってのみ委託先である情

報サービス事業者に義務が生じる。

③再委託

委託先が委託元から預託された個人情報の取扱いを第三者に再委託しようとする場合、その旨を委託元に報告することが望ましい。

④監査

委託元の監査に際して、不必要な個人情報や委託先自身のノウハウ等がユーザ企業等に流出する危険を防止するため、委託元にも守秘義務を課す必要がある。また、委託元の監査に対応することにより過大な負荷が想定されるサービスへの配慮も必要である。

⑤損害賠償

個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、委託先の責に帰すべき事由と関係のない費用も含め、当該事故から生じる一切の負担を委託先に転嫁できる契約の締結を委託元から求められることがあるが、情報漏えい等の事故に起因するものであっても、他の情報サービスに関する債務不履行と同様に損害の範囲を通常・直接・現実のものに限定することに合理性がある。個人情報の漏えい等の事故を防止するには、委託元と委託先とが協力して必要かつ適切な安全管理措置を講じることが必要であり、漏えい等のリスクに関して、委託先だけが全ての責任を負担することは妥当ではなく、損害分担の目安として賠償限度額を定めることにも合理性がある。なお、懲罰的な賠償金、損害賠償の予約等に応じる理由は見当たらない。また、故意又は重大な過失による場合を除き、弁護士費用の負担に応じる理由は見当たらない。

⑥委託先の従業者個人の誓約書

請負契約の場合でも、委託先の従業者個人の誓約書の提出が求められるケースがあるが、指揮命令系統が混乱しているとして、偽装請負と認定されるおそれがある。従業者個人からの誓約書提出先は、あくまでも雇用関係のある情報サービス事業者とすべきである。委託先における従業者監督の義務が履行されていることのエビデンスとして、委託元に対し、かかる誓約書の写しを提示することについては、差し支えない。

⑦従業員の退職後における管理監督

退職後の従業員の実態に対する結果責任を負うこととなる契約を承諾することは、委託先の合理的な管理範囲を超えていることから望ましくない。但し、退職後の秘密保持義務に関する契約締結を従業員に求めるなどの措置を講じることが求めることは可能である。

(2)個人情報の取扱いに関するモデル契約(改訂第2版)と解説【要旨】

前述の基本的な考え方に基づき作成した「個人情報の取扱いに関するモデル契約」(改訂第2版)(以下(2)において「本契約」という。)の対象となる取引で

は、委託元との間に個人情報データベースの構築、保守及び管理業務に関する業務委託契約(以下(2)において「原契約」という。)が成立していることを前提とする。

①本契約の適用範囲(第1条)

本契約の趣旨を明確にするとともに、本契約の対象となる業務を規定する原契約の定義によって、対象となる業務内容を具体的に特定する規定。

②定義(第2条)

本契約において取扱いの対象となる「個人データ等」を明確にする規定。

③個人データ等の取扱いの委託(第3条)

個人データ等の取扱いの委託にあたり、授受の際の注意等を定めた規定。授受に際して、委託元は、個人データ等である旨を書面で示すなど管理対象となる情報を明確にする義務を負う。匿名加工情報の作成を委託元から求められる場合のオプション条項として、第4項を追加した。

④個人データ等の秘密保持(第4条)

個人データ等の第三者への開示、漏えいの禁止など秘密保持について定め、従業員等に対しても秘密保持義務を課すことを明確にした規定。

⑤安全管理措置(第5条)

法第20条(安全管理措置)に対応する規定。第3項では両者協議のうえ安全管理措置の具体的内容を定めることができることを示している。

⑥従業者の監督(第6条)

法第21条(従業者の監督)に対応する規定。第3項には、従業者の退職に関する措置についても定めている。改訂前は、従業員等と表現していたが、個人情報保護法における「従業者」概念が定着したため、言葉を置き換えた。

⑦委託先の監督(第7条)

法第22条(委託先の監督)に対応する規定。

⑧本人に対する責任等(第8条)

個人データ等の主体である本人との関係において、委託元の責任を定め、情報サービス事業者は本人に対して直接義務を負わない旨を定めた規定(外国の第三者に委託する場合であって、本人の同意が必要となる場合を含む)。

⑨監査(第9条)

委託先の監督義務の一環としてのユーザ企業等の監査権限を認めつつも、監査にあたりユーザ企業等が遵守すべき内容を定めた規定。

⑩改善の指示(第10条)

監査(第9条)の結果、ユーザ企業等が個人データ等の安全管理措置について改善の必要を認めた場合の改善の方法、費用負担等について定めた規定。

⑪事故発生時の対応(第11条)

個人データ等の漏えい等の事故が発生した場合の報告など契約当事者がとるべき対応について定めた規定。

⑫損害賠償(第 12 条)

委託先の責に帰すべき事由により本契約に違反したことにより個人データ等の漏えいの事故が発生し、委託元に損害が生じた場合の賠償責任について定めた規定。損害賠償条項については原契約の定めに従うものとしている。

⑬免責(第 13 条)

委託先が安全管理措置を誠実に実施していたことを証明できる場合には、その範囲で第 12 条の損害賠償責任を免れることを明確化した規定。

⑭有効期間(第 14 条)

本契約終了後も引き続き効力を有する規定を明確化した規定。

⑮個人データ等の返還等(第 15 条)

本件業務が終了したときの個人データ等の返還又は消去について定めた規定。

⑯原契約との関係(第 16 条)

本契約は個人情報に関する原契約の特約と位置づけられるため、本契約に定めがない事項については原契約が適用される旨を明確にした規定。

⑰合意管轄(第 17 条)

契約当事者間に紛争が生じた場合の合意管轄裁判所をあらかじめ定めた規定。

⑱協議(第 18 条)

本契約に定めがない事項や疑義が生じた場合、当事者間で協議することを定めた規定。

⑲匿名加工情報作成に関する特則(オプション条項)

委託元が委託先に匿名加工情報の作成を求めたときにオプションとして追加する附則。

4. 備考

本契約は、委託元が委託先に対して必要かつ適切な監督を行う義務(法第 22 条)を負っていることを踏まえ、ユーザ企業等が法令等に定める委託者としての責務を十分に果たすことができる内容としていることから、委託元での採用を期待したい。

また、本契約では、個人データ等の内容・種類等に応じ、委託元と委託先者間の協議で定めるべき事項(第 2 条第 2 項、第 3 条第 3 項、第 5 条第 3 項)については、文書で取り交わすことが望ましい。

以上